

東日本大震災法律相談Q & A

東日本大震災に伴い発生する様々な法律問題に対応するための弁護士及び市民向け法律問題Q & Aを作成しました。

本Q & Aは、関東弁護士連合会が出版した「災害時の法律実務ハンドブック」(新日本法規出版(株))の設問及び回答を簡略化し編集し直し、それに今回の震災に特有と考えられる津波災害と原発災害の設問、回答を追加した構成となっております。

詳細な解説は、上記「災害時の法律実務ハンドブック」をご確認下さい。

なお、同書籍は1996年(平成18年)の出版であり、その後に改正された特定商取引法や被災者生活再建支援法などの改正内容は反映されておられませんので、ご注意ください。

日本弁護士連合会
災害復興支援委員会

目 次

第1章	土地・建物所有者	(Q1～Q6)
第2章	マンション区分所有者	(Q7～Q21)
第3章	借地・借家関係	(Q22～Q42)
第4章	罹災都市臨時借地借家法	(Q43～Q72)
第5章	債務の処理, 破産など	(Q73～Q80)
第6章	金融取引など	(Q81～Q90)
第7章	保険(生命保険・地震保険)	(Q91～Q103)
第8章	不在者の財産管理など	(Q104～Q107)
第9章	消費者問題	(Q108～Q111)
第10章	労働問題	(Q112～Q121)
第11章	租税特別措置	(Q122～Q124)
第12章	外国人の人権	(Q125～Q138)
第13章	高齢者・障害者の人権	(Q139～Q150)
第14章	子供の人権	(Q151～Q153)
第15章	環境問題	(Q154～Q156)
第16章	津波の被害に係る問題	(Q157～Q169)
第17章	原子力被害に係る問題	(Q170～Q194)

第1章 土地・建物所有者

Q 1 地震により、隣の土地との境界の塀が倒壊してしまいました。どちらの費用で新たな塀を作るのですか。

A 自己の敷地内であれば、自己負担で自由に塀を作ることができます。
境界上に塀を作る場合は、原則としてその隣人と等しい割合の費用負担で作ることになります。

Q 2 隣家のブロック塀が建築工事の瑕疵により地震で倒壊したため、私の自宅の一部が壊れてしまいました。このような場合、誰にどのような責任を追及できるのでしょうか。

A 震度5程度の地震でブロック塀が倒壊したのであれば、ブロック塀を所有する隣家やブロック塀を工事した請負業者に対して不法行為に基づく損害賠償を請求することが考えられます。

Q 3 塀の工事中に地震により塀の一部が壊れてしまいました。建て直し費用を負担する必要ありますか。立て直し不可能となった場合はどうなるのでしょうか。

A いずれの場合も請け負い業者と交わした契約書の規定が優先しますが、何の規定もない場合は、建て直し可能な場合は業者の負担で立て直してもらうことが可能です。これに対し建て直し不可能な場合には既に工事にかかった費用を含め支払い義務はありません。

Q 4 昨年一戸建てを購入しましたが、今回の地震で私の家だけ壁に大きな亀裂が入ってしまいました。このような場合、誰にどのような責任を追及できるのでしょうか。

A 売主、建設業者、建築設計者、売買仲介業者等に対する損害賠償請求、建設業者に対する瑕疵修補請求などが考えられます。契約の目的を達成できないほどの大きな亀裂の場合は契約を解除できる場合もあります。

Q 5 平成12年4月1日以降に新築建物の売買契約、請負契約を締結しましたが、それ以前と比べて瑕疵担保責任に関して何か違いがあるのでしょうか。

A 平成12年4月1日以降の新築住宅の売買契約、請負契約については、消費者保護の観点から民法の瑕疵担保規定の特例として住宅品質確保促進法の適用を受けます。具体的には、瑕疵担保期間が引渡し後10年に延長され、取得者に不利な特約を無効とし、売買契約について民法で認められていない瑕疵修補請求が認められてい

ます。

Q 6 地震により、周辺の地域全体の土地にゆがみが生じ、隣の土地との境界標が私の土地に食い込んでいるようです。地域全体の土地所有者と話し合う必要がありますか。

A まずは、隣地所有者と話し合うことになりますが、その隣、その隣と順に土地境界線がずれているときは地域全体で話し合う必要があります。測量費用が多額になるなど話し合いがつかない場合は調停手続を利用するしかありません。また、地域全体の問題として、土地の一部買取などの方法も検討する必要がある場合もあります。

第2章 マンション区分所有者

Q 7 地震でマンションの共用部分が被災しました。損壊と滅失では何か違いがありますか。

A 滅失とは、建物の全部または一部が確定的に効用を喪失している状態、すなわち、社会通念上建物の使用上の効用が喪失している場合をいい、損壊とは、滅失に至らない程度の損傷のことをいいます。共用部分の損傷の程度により修復の手続、その費用の負担者、修復に反対した者の取り扱いなどに違いがあります。

Q 8 マンションの共用部分の滅失の内、小規模滅失、大規模滅失、全部滅失とはどこが違うのですか。

A 小規模滅失とは、建物の価格の2分の1以下が滅失した場合、大規模滅失とは、建物の価格の2分の1を超えて滅失した場合、全部滅失とは、1棟のマンション全体が建物と言えない状態に損壊した場合を言います

Q 9 共用部分の損傷の程度と修復する場合の区分所有者の決議の要件を教えてください。

A 損壊したところを修繕する場合は、区分所有者の総会の普通決議により行うことができます。小規模滅失の場合も普通決議によって復旧することができますが、大規模滅失の場合は特別決議により4分の3以上の賛成がないと復旧工事ができません。また、決議に賛成しなかった区分所有者には、所有する区分所有権を賛成者に買い取らせて区分所有関係から離脱することが認められています。これに対し、全部滅失の場合は、敷地共有者全員の同意がないと建物の再建はできません。

Q 10 損壊や小規模修繕に必要な総会の普通決議の要件を教えてください。

A 普通決議は、区分所有者の頭数と議決権の過半数で決めます。この場合、1人で複数の専有部分を所有していても頭数としては1人として数え、議決権は、建物の専有部分の床面積の割合で決まります。

Q 1 1 大規模滅失の場合の特別決議の要件を教えてください。

A 区分所有者の頭数および議決権のそれぞれ4分の3以上の多数での決議が必要となります。

Q 1 2 大規模滅失の場合に特別決議に反対した区分所有者の買取請求とはどのような権利ですか。

A 大規模滅失の復旧は多額の費用がかかるため、決議に賛成しなかった区分所有者に費用の分担をさせることは妥当ではないと考えられます。そこで、決議に賛成しなかった区分所有者は、決議のあった日から2週間を経過した後に、決議に賛成した区分所有者に対して自分の所有している専有部分と敷地利用権を時価で買い取るように請求できる権利が認められています。

Q 1 3 マンションが被災したため建替えをしなければならないと考えています。どのような手続が必要ですか。

A 被災の程度にかかわらず特別多数(区分所有者及び議決権の各5分の4以上)の賛成があれば建替えは可能ですが、決議事項、決議に至るまでの手続については細かい法律の定めがあります。

Q 1 4 建替えの決議が成立した場合、決議に賛成しなかった人は法律上どのように扱われますか。

A 建替えに賛成した区分所有者等によって買取請求が行われます。

Q 1 5 マンションを建替えるための自主再建方式とはどのようなものですか。

A 自主再建方式とは、建替え参加者(決議に賛成した区分所有者など)が主体となって、建設会社等と契約し、被災マンションを取り壊し、新しいマンションを建てるという方法です。

Q 1 6 マンションを建替えるための全部譲渡方式とはどのようなものですか。

A 全部譲渡方式とは、デベロッパー(開発・分譲業者)が、建替え参加者の持っている区分所有権、敷地所有権を一旦全て譲り受け、建物の取り壊しと新たにマンシ

ョンを建設し、改めて建替え参加者に新築マンションを分譲するというものです。

Q 1 7 マンションを建替えるための自主再建方式，全部譲渡方式以外に他に方法はありませんか。

A 平成14年に建替え円滑化法ができましたので，この法律の手続を使うこともできるようになりました。この法律による場合は権利変換などのメリットがあるものの，手続が複雑との指摘もあります。この法律を使わないで従来の手法で建替え手続を行うことも可能です。

Q 1 8 マンションの建替えの決議をしましたが，建替えの実行に当たり，専有部分の抵当権者や賃借人はどうなりますか。

A 抵当権者や賃借人の同意がないと建物の取り壊しはできません。ただし，建替え円滑化法による建替えの場合には権利変換により抵当権・借家権を新たに建てたマンションに移行することができます。

Q 1 9 数棟のマンションが建てられている団地型のマンションが被災し，修復，復旧を必要とする場合，単体型とは違う点がありますか。

A 修復は団地内の管理組合の集会決議で行い，組合を構成する区分所有者で費用を分担します。これに対して復旧は当該被災建物の区分所有者のみの決議と費用で行われます。

Q 2 0 団地型マンションが被災した場合の建替えはどのような手続が必要ですか。

A 通常の建替え決議に加えて土地の共有者による承認決議が要求されます。また，団地内の全ての建物を一括して建替える場合には一括建替え決議という方法を利用することができる場合もあります。

Q 2 1 被災によりマンションが倒壊し全部滅失してしまいました。再建したいと思いますがどのような手続が必要ですか。

A 民法の原則に従えば，土地の共有者全員の同意がなければ建物の再建はできませんが，政令で指定された災害により滅失した場合には，土地の共有者の特別多数決議により再建の決議ができます。

第3章 借地・借家

Q 2 2 借地上の建物が地震で全壊してしまいました。借地権は消滅してしまうのでしょ

うか。

A 借地権は原則として消滅しません。また、建物が全壊した場合には借地権は消滅する旨の特約も無効です。

Q 2 3 借地上の建物が地震で全壊してしまいました。建物を再築しようと思いますが、賃貸人の承諾は必要ですか。承諾料を要求されたら支払わなければいけないのでしょうか。

A 賃貸人の承諾なく再築することが可能です。また、承諾料の支払義務はありませんが、賃貸人との権利関係の安定と借地期間の延長の確保の観点からは賃貸人の承諾を得ることに努力すべきです。

Q 2 4 借地上の建物が地震で全壊したので建物を再築しようと思いますが、再築禁止特約がある場合には再築が許されないのでしょうか。

A 原則として再築は可能です。

Q 2 5 借地上の建物が地震で全壊したので建物を再築しようと思いますが、鉄筋コンクリートの建物を建築することは許されるのでしょうか。

A 契約上認められていない限り、原則として鉄筋コンクリートの建物を建築することは許されません。再築を強行すれば借地契約を解除される恐れがあります。

Q 2 6 借地上の建物が地震で全壊したので再築しましたが、旧借地法と借地借家法のどちらの法律が適用されるのでしょうか。

A 借地借家法施行前（平成4年8月1日前）に成立した借地契約には旧借地法が、借地借家法施行後に成立した借地契約には借地借家法が適用されます。

Q 2 7 借地上の建物が地震で全壊したので再築しましたが、再築後の借地期間はどのようになりますか。

A 平成4年8月1日前に成立した借地契約か否か、賃貸人の承諾ないし異議の有無、堅固な建物か非堅固な建物かなどにより期間が異なります。

Q 2 8 地上の建物が地震で一部損壊しました。修理したいのですが、賃貸人の承諾を得なければなりませんでしょうか。

A 原則として賃貸人の承諾なく修理することができます。但し、修理制限特約（一

定の修理・修繕について賃貸人の承諾を必要とする特約)に合理性が認められるものは有効ですので、信頼関係を破壊するような修理は特約違反を理由として契約が解除される危険性があります。なお、通常の修理・修繕まで禁止、制限する特約は無効と考えられます。

Q 2 9 地震で一部損壊した借地上の建物を取り壊して再築することはできるでしょうか。

A 建物の全部滅失、一部滅失に差異はなく、借地人は一部損壊した建物を取り壊して再築することもできます。

Q 3 0 地震により借地上の建物が全壊しましたが、知らないうちに土地所有者が土地を第三者に売却し移転登記も完了してしまいました。借地権を第三者に主張できますか。

A 建物が全壊して消滅した場合、建物の登記による借地権の対抗力も喪失します。しかし、建物を特定するために必要な事項、その滅失があった日及び建物を新たに築造する旨を土地の見やすい場所に掲示しておけば、建物の滅失があった日から2年間は対抗力が認められます。但し、2年以内に建物を建築し且つ建物の登記をすることが必要です。

Q 3 1 借地上の建物の賃借人ですが、建物が地震で全壊したときは借家権は消滅してしまうのでしょうか。

A 原則として借家権は消滅します。再築後の建物についても借家権を主張できません。再築建物について改めて借家契約を締結する必要があります。

Q 3 2 地震で建物が損壊してしまいました。損壊した建物を取り壊して建物を再築しようと思いますが、借地上の建物に設定されていた抵当権者との関係はどうなりますか。

A 建物が地震で滅失した場合は建物に設定された抵当権は消滅し、再築した建物には抵当権の効力は及びません。これに対し、滅失に至らない建物を取り壊した場合には、抵当権は消滅しますが、抵当権者から損害賠償を請求される恐れがあります。

Q 3 3 旧借地法のもとで成立した借地上の建物が地震で全壊しましたが、賃貸人から再築建物については借地借家法上の定期借地権として契約するように求められこれに応じてしまいました。定期借地契約は有効なのでしょうか。

A 新たに締結した定期借地契約は、旧借地法の更新に関する規定を潜脱するもので無効です。

Q 3 4 借地上の建物が全壊したので地代の減額を請求したいのですが、どうしたらよい

でしょうか。

A 借地上の建物が全壊してもそれだけでは地代の減額を請求することはできませんが、地震により、地代が経済事情の変動等により又は近傍類似の土地の地代等と比較して不相当となったときは、借地人は地代の減額を請求することができます。

Q 3 5 地震により借地している土地に地割れができてしまい、使用に障害が出ています。復旧工事は借地人の負担でなければならないのでしょうか。

A 復旧工事は賃貸人の負担であり、借地人は費用を負担する必要はありません。また、復旧が不可能で契約の目的を達成できないときは借地契約は履行不能により終了します。

Q 3 6 地震やそれに伴う火災で借家が滅失した場合、建物賃貸借契約はどうなりますか。また、どの程度まで損傷した場合を滅失というのですか。

A 賃貸借契約は履行不能により終了するのが原則ですが、罹災都市借地借家臨時処理法の適用がある場合には、様々な優先賃借権が認められる可能性があります。また、建物が滅失か否かの基準については、建物の損壊の程度（賃貸借の目的となっている主要な部分が消失して賃貸借の趣旨が達成されない程度に達したか否か）と経済的観点（修復が通常のコストでは不可能か否か）の両方の面から判断する必要があります。

Q 3 7 修理中であつたり、避難勧告が出たりして、借家に住めない場合も家賃の支払をしなければなりませんか。

A 賃借物の使用が客観的に不可能である場合には、家賃の支払義務は生じないと考えられます。

Q 3 8 地震で借家が一部損壊しました。修理をすればまだ居住可能ですし私も居住を継続したいのですが、大家は修理に多額の費用がかかることから建物を取り壊したいとして私に退去を求めてきました。私は出て行かなければならないのでしょうか。

A 出て行かなければならないかは、建物の損壊の程度、修繕にかかる費用と修繕によつてのびる耐用年数、立ち退きによって受ける賃借人の不利益、家賃の額、立退料支払いの有無とその金額、など、様々な要素の総合判断で決まるため、一概には言えません。ただ、慌てて出ることはせず、大家との間で、本当に取り壊しが妥当なのかどうか、再築はあるのか、再築後の建物に入居できるのか、立退料等の補償は得られるのか、など、細かく話を詰める必要があるでしょう。

Q 3 9 地震で借家が一部損壊した場合、修理を大家に要求することはできますか。また、

大家が修理をしてくれない場合、家賃は減額されますか。

A 損壊の程度、内容にもよりますが、必要な修繕であり、修繕が可能な場合には、大家に対して修理を請求することができます。また、大家が修理をしてくれない場合、あなたは、使用収益できない割合に応じて賃料の一部支払を拒むことができます。

Q 4 0 借家が地震で一部損壊したことから、大家に修理をしてもらうことになったのですが、大家に、修理の期間中一時建物を明け渡せと言われていています。応じなければならないのでしょうか。

A 修理に必要な範囲で、一時退去に応じる必要があります。

Q 4 1 地震で借家が一部損壊してしまいました。契約書の中に、借家人が全て修繕するという特約があるのですが、大地震が原因でも借家人が修繕する必要があるのでしょうか。

A 特約自体は有効と思われませんが、その負担する修繕義務の範囲については、天災による修繕まで含むものと解すべきでないという考え方も有力です。

Q 4 2 地震で借家が全壊し、大家と話し合って引っ越すことにしました。しかし、敷金の返還を求めたところ、大家は、契約書に、「地震等の不可抗力により居住不能となったときは敷金は返還しない」という特約があることを理由として応じてくれません。敷金は戻ってこないのでしょうか。

A 不可抗力による居住不能の場合にも敷金を返還しないという特約は無効と考えられ、敷金の返還を求めることができると思われれます。

第4章 罹災土地臨時借地借家法

Q 4 3 被災者がそれまで住んでいた場所にできるだけ住み続けられるよう被災者を保護する罹災都市法という法律があると聞きました。この罹災都市法は、いつどのような経緯で制定されたのですか。

A 罹災都市借地借家臨時処理法（罹災都市法）は、昭和21年（1946年）に、罹災都市における借地借家人の生活の安定を図る応急的な復興対策を目的とするものとして制定されました。

Q 4 4 罹災都市法には4つの要点があると聞きました。それは何ですか。

A 既存の借地権の保護として、対抗要件の特則、存続期間の延長があり、借家

人の保護として、罹災借家人の敷地の優先賃借権及び借地権の優先譲受権、罹災借家人の建物優先賃借権があります。

Q 4 5 借地上の建物が地震で滅失してしまいました。地主が土地を第三者に売却しようとしていると聞いたのですが、借地が売却されても、新所有者に対して私の借地権を主張できるのでしょうか。

A 政令施行の日から5年間は、登記なしで対抗力が認められるため(10条)、その間はあなたが新所有者に借地権を主張できます。

Q 4 6 震災時借地権の残存期間が1年しかなく、建物を再築しても直ぐに約束した賃貸借期間が満了してしまいます。このような場合において、借地権の存続期間の点で、建物を再築する借地人を保護する規定はないのでしょうか。

A 借地権の残存期間は、政令の施行された日から起算して10年間に延長されます(11条)。

Q 4 7 地震で滅失した建物の所有者で借地権者が借地権を譲渡したいとき、土地所有者が承諾しない場合にはどうすればよいのでしょうか。

A 簡易なコストのかからない建物を建てた上で、土地所有者の承諾に代わる裁判所の許可を求めるしかありません。

Q 4 8 罹災都市法によって罹災地の既存借地権が消滅させられることはあるのでしょうか。

A 罹災都市法12条によって、土地所有者からの催告によって既存借地権が消滅させられる場合があります。

Q 4 9 罹災都市法における借家人の保護の要点は何ですか。

A 滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の所有者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な借地条件でその土地を賃借できる(2条)。滅失した建物の借家人は、政令施行の日から2年以内に、借家の敷地の借地権者に申し出ることにより、他の者に優先して、相当な対価でその借地権の譲渡を受けることができる(3条)。滅失した建物の借家人は、その敷地に新たに建築された建物について、その完成前に申し出ることにより、他の者に優先して、相当の借家条件でその建物を賃借することができる(14条)等です。

Q 5 0 土地所有者に借地権設定の申出をして、借家人が借地権を取得したいのですが、

そのためにはどのような要件が必要なのでしょうか。

A 借地権を取得するには、次の要件をすべて満たす必要があります。

(1) 申出をする者(罹災都市法2条1項本文)

罹災建物が滅失した当時におけるその建物の借主

(2) 申出の相手方(1項本文)

罹災建物の敷地又はその換地の所有者

(3) 申出の期限(1項本文)

政令施行の日から2年以内

(4) 申出の内容(1項本文)

建物所有の目的で賃借すること

(5) 申出の条件(1項但書)

土地を権原により現に建物所有目的で使用するものがないこと

土地上の建物の建築に許可を要する場合には、その許可を得ていること

(6) 土地所有者から3週間以内に拒絶の返事がないか(2項)、拒絶の返事があつても拒絶に「正当事由」が認められないこと(3項)なお、申出自体は、(1)

~(5)の要件を充たしていれば、有効な申出として認められます。

Q51 どのような人が借地権の取得(ないし譲渡)の申出をできるのですか。申出をする相手の土地所有者とは具体的にはどのような人ですか。

A 罹災都市法2条、3条で借地権の取得ないし譲渡の申出ができるのは、罹災建物の滅失当時の借主です。また、申出の相手方は、申出の時点の土地所有者になります。

Q52 敷金の返還を受けると借地権取得の申出はできなくなりますか。「合意解約」した場合はどうですか。

A 敷金の返還を受けていても、罹災都市法2条の要件を充たせば、借地権取得の申出ができます。また、借家人が上記申出権を有することを認識した上で、それを放棄する趣旨で「合意解約」をしたことが明らかでなければ(「今後、借地借家の申出をしない」など)、安易に借家人が上記申出権を放棄したものとして借地権取得の申出を認めないとすべきではないと考えます。

Q53 私は、優先借地権の申出をしたいと考えていますが、既に土地を使用しているものがいると、申出ができなくなりますか。

A その土地を正当に使用する権限を有するものが、建物所有の目的で現に使用している場合は、優先借地権の申出をすることはできません。

Q54 借地権取得の申出の要件とされる「土地に建物を築造するについて許可を必要と

する場合」(2条1項但書後段)というのは、どのような場合をいうのですか。

A 建築基準法84条の建築制限，都市計画法53条による建築制限，土地区画整理法76条などの制限のある場合に許可が必要となります。

Q55 優先借地権の申出をしたのですが，土地所有者が拒絶できる「正当な事由」とは、どのような場合でしょうか。

A 土地所有と借家人それぞれの土地を使用する必要性の程度，利用価値の大小，他に居住可能な住居を有しているかなどを総合して判断することになります。

Q56 借家人が借地権取得の申出をしたときに，借地権を取得できるのはいつでしょうか。

A 土地所有者が承諾したときか承諾ありとみなされるときに借地権を取得できません。

Q57 借地権取得の申出により，借家人が取得した借地権の内容はどのようなものですか。

A 期間は10年とされ，更新が可能です。その他の借地条件は当事者間の話し合いで定めませんが，協議が整わない場合は調停，裁判となります。

Q58 罹災都市法2条により借地権を取得するには，どの程度の資金が必要なのでしょううか。

A 毎月の地代の外，一時的に必要な資金として建物建築資金や権利金あるいは敷金が必要となります。

Q59 罹災法2条により成立した土地賃貸借について，地代，権利金等が決まっていない段階では，いつまでに，いくらを支払わなければならないのでしょうか。

A 原則として借地権が成立した時期から，合意にもとづく金額を支払うこととなりますが，金額について争いがある場合は，後に裁判によって決まるまでは相当と考える地代を支払う必要があります。

Q60 土地に地主の借入金のために抵当権が設定されていた場合，罹災法2条により借地権を取得して建物を建てた後に土地が競売されると，建物は収去させられるのでしょうか。

A 法定地上権に成立に関する最近の有力な考え方によれば，建物を収去する必要性

が高いものと考えられます。但し、競落人の新築した建物に罹災法 14 条により優先借家権の主張ができることとなります。

Q 6 1 借地権者に借地権譲渡の申出をして、借家人が借地権を取得するためにはどのような要件が必要ですか。

A 原則として、罹災建物の滅失当時の借主が、政令施行日から 2 年以内に、借地人または転借人に対しそれを譲り受ける旨の意思表示をすることが必要です。

Q 6 2 罹災法 3 条により借地権の譲渡が成立した場合、譲渡価格や賃料その他の借地条件はどうなるのですか。また、いつ支払うのですか。

A 借地条件は存続期間以外、従前の契約条件を引き継ぎますが、譲渡価格は当事者間の協議により決め、協議が整わないときは裁判所が決定することとなります。

Q 6 3 土地所有者は、借家人が借地権設定の申出をするかどうかを催告し申出権を消滅させることはできませんか。

A 催告により借地権の申出権を喪失させることはできません。

Q 6 4 罹災法 2 条、3 条により借地権が成立した後、借家人が土地の使用を開始しなかった場合にはその借地権が消滅することがありますか。

A 正当な理由なく 1 年間建物所有の目的で土地の利用が開始されない場合、土地所有者は賃貸借契約を借地権の譲渡人は賃借権譲渡契約を解除することができます。

Q 6 5 借家に複数の借家人がいた場合、そのうちの 1 人から借家の敷地全体の借地権設定の申出をすることはできるのでしょうか。

A 他の借家人が既に建築を開始していない場合は、敷地全体の優先借地権の取得を申し出ることができます。

Q 6 6 借家に複数の借家人がいた場合、複数の借家人から優先借地権取得の申出があると、どうなりますか。

A 複数の申出があった場合、早く申し出た者が優先するか、あるいは競合を認め、当事者間の協議、あるいは裁判所の割当による決定となる申出者の範囲をどこまでとするかについては、争いがあります。

Q 6 7 優先借地権取得申出者、借地権の優先譲受権申出者が複数競合した場合の裁判所

による割当とは、どのようなものですか。

A 競合した申出者間で協議が整わない場合、裁判所が土地の状況、各借家人の経済状態、土地の有効利用など一切の事情を考慮して誰にどの範囲の借地権を設定するかを決定することです。

Q 6 8 罹災都市法 1 4 条に基づいて借家人が借家権を取得するためには、どのような要件が必要ですか。

A 罹災建物が滅失した当時における当該建物の借主が申出をすること、上記借主以外の者によって、その建物の敷地又は換地に最初に築造された建物についての申出であること、建物完成前に申出をすること、相当な借家条件で賃借すること、申出から 3 週間以内に、正当事由に基づく拒絶を受けないこと、が必要となります。

Q 6 9 罹災都市法 1 4 条により借家人が優先借家権の申出をするかどうかを、建築主から催告することはできませんか。建物完成まで待っているほかないのでしょうか

A 催告は可能ですが、催告後一定期間経過後に優先借家権が消滅するという制度は存在しません。ただし、催告が、優先借家権の申出を拒絶する正当事由を判断する一資料として機能する可能性はあります。

Q 7 0 中高層建物が再築された場合、罹災都市法 1 4 条の借家申出はどのようにになりますか。

A 中高層建物が再築された場合も、罹災都市法 1 4 条の優先借家権申出を行うことが可能です。ただし、同一建物内で複数区画の割当てを行うことから、通常建物の場合とは異なる問題が生じます。

Q 7 1 罹災都市法 1 4 条の申出により借家権がすでに成立した場所について、さらに他の者から申出があった場合にはどうなるのでしょうか。また、建物所有者がすでに他の者に賃貸して引渡ししている場合にも、借家権の主張ができるのでしょうか。

A 優先借家権がすでに成立した場所についても他の者は優先借家権の申出をすることができ、両者は申出が競合する場合として、罹災都市法 1 6 条 1 項により処理されます。優先借家権の申出後に他の者に対して家屋が賃貸され引き渡された場合も、優先借家権者は借家権の主張をすることができます。

Q 7 2 罹災都市法の適用に関して、裁判所への申立てはどのようにするのですか

A 罹災都市法に基づき、借地等の所在地を管轄する地方裁判所等に対して非訟事件

の申立てを行うか，民事調停法に基づき，借地等の所在地を管轄する簡易裁判所等に民事調停の申立てを行うこととなります。事案の性質によっては，一般の民事事件と同じく，地方裁判所に訴訟を提起しうる可能性もあります。

第5章 債務の処理，破産など

Q 7 3 地震で家屋が倒壊したのですが，住宅ローンの支払義務だけは残ってしまうのですか。

A 家屋が倒壊しても，住宅ローンの支払義務はそのまま残ります。ただし，地震保険に加入している場合は，その保険金が住宅ローンの支払いに充当されます。

Q 7 4 地震で家屋が倒壊，損傷したのですが，住宅ローンが残っています。地震で収入は減り，復旧費等支出がかさむのですが，既にある住宅ローンについて，金利の減免や支払の猶予をしてもらうことはできるのですか。

A 法的に，当然に，金利の減免や支払猶予を受けられるわけではありません。ですが，住宅金融公庫他金融機関において，内部基準を設けて，これらの措置を講じている場合もあります。

Q 7 5 地震で抵当権の設定されている家屋が倒壊してしまいました。倒壊した家屋に設定されていた抵当権はどうなりますか。金融機関から増担保を請求されるのですか。また，住宅ローンの期限の利益を喪失してしまうのですか。

A 家屋の滅失により抵当権は消滅します。しかし，金融機関において，一般に増担保を請求するという運用は執られていないことが多いようです。また，一般に期限の利益を喪失させるという運用は執られていないことが多いようです。

Q 7 6 地震で家屋が倒壊，損傷したため，新築，補修等したいのですが，どのような制度があるのですか。公助（公的支援），共助の制度について教えてください。

A 公助制度としては，自治体による融資制度，被災者生活再建支援法に基づく支援制度，災害救助法に基づく応急修理制度などがあり，共助制度として，兵庫県では，兵庫県住宅再建共済制度が発足しています。

Q 7 7 地震で家屋が倒壊，損傷したため，家屋の建替資金，補修資金を捻出するために，新規融資を受けられないでしょうか。

A 阪神大震災，新潟県中越地震の際には，住宅金融公庫等の政府系金融機関のほか，民間金融機関でも，通常よりも低利で，据置期間の延長，一定期間の支払い猶予措

置等の軽減措置を講じた新規融資をすることがありました。被災地の自治体の中にも、特別融資等をしたところがありました。

Q 7 8 自宅のローンが相当額残っていますが、地震で自宅が全壊してしまいました。その上、勤務先も地震のため廃業することになり、現在収入が全くありません。再就職をしたいのですが、自宅の倒壊で怪我をしてしまい、治療中で就職活動を開始できる見通しも立っていません。このような状態ではローンを返せません。どうしたらよいでしょうか。

A 借入先金融機関が救済措置を設けた場合、これを受けることも考えられますが、返済の見通しが全く立たない場合には、破産手続開始・免責許可の申立てをし、財産債務を清算することを考えるべきでしょう。

Q 7 9 自宅のローンとその他に借入があります。幸い地震で自宅が損傷するということはありませんでしたが、勤務先が大きな被害を受けて廃業することになってしまい、やむを得ず別の会社に再就職することになりました。しかし、再就職ということで、給料が以前よりかなり安くなってしまったため、今までどおり返済をしていくことはとてもできません。自宅を手放さずに、返済金額を少なくする方法はないでしょうか。

A 住宅資金貸付債権に関する特則を利用して、小規模個人再生手続あるいは給与所得者等再生手続をとることを検討してみてください。

Q 8 0 地震により、会社所有の建物や機械が壊れるなどして資産額が減少し、現存する債務総額を下回ってしまった場合、会社は破産するしかないのでしょうか。阪神・淡路大震災のときに特別な取り扱いがされたと聞いていますが、その内容を教えてください。

A 阪神・淡路大震災のときは、大震災の被害により債務超過に陥った法人に対して債権者が破産の申立てをした場合、裁判所は大震災の日から2年間破産宣告（改正破産法における破産手続開始決定に相当）をすることができないとして、2年間の猶予措置がとられました。

第6章 金融取引など

Q 8 1 地震のため取引先の入金がなく手形(小切手)のための当座預金が枯渇しました。救われる方法がありませんか。

A 不渡処分を猶予する制度がありますから、これを最大限利用して、最終的に不渡処分・銀行取引停止処分を受けないようにする努力ができます。

Q 8 2 地震があった場合、手形交換所の取引停止処分に何らかの特例がありますか。また、債務免除はありますか。

A 不渡処分や取引停止処分の猶予がありますが、債務免除はありませんから、許された猶予期間内に不渡処分を受けないようにする必要があります。

Q 8 3 銀行が地震のため営業ができていません。小切手を発行しても大丈夫でしょうか。

A 手形交換所は、地震に伴う特別措置として、呈示期間を経過した小切手（手形も同じ）についても地震の影響によるとの客観的な事情が認められれば小切手（手形）交換呈示を行います。

Q 8 4 銀行が地震のため営業ができていません。受取手形の割引も取立もできません。どうしたらいいでしょう。

A 銀行は遠からず再開されます。そこで、直ちに受取手形を持ち込み、自己振出の手形の不渡猶予処分を得て、最終決済に持ち込むことです。

Q 8 5 大地震の発生した場合の手形などの支払呈示はどうなりますか。

A 手形交換所では、震災に伴う特別措置として、呈示期間を経過した手形・小切手についても、地震の影響によるとの事情が認められれば手形交換呈示を行います。

Q 8 6 手形貸付を受けているが、いつもの期限書き換えの日が間近に迫っているが、地震のためにそれどころではありません。大丈夫でしょうか。

A 手形貸付を受けている銀行に具体的な事情を説明をして書き換えをすることを明らかにして待つて貰うしかありません。

Q 8 7 地震によって受取手形と手形帳が行方不明となりました。この場合どうしたらいいのでしょうか。

A 受取手形は公示催告手続・除権決定を得て、受取手形を無効にして、元の原因債権で支払いを求めます。手形帳は、将来不正な利用があった場合に防御するために、遺失届を警察に出しておき（遺失物法 1 条参照）、遺失届の受理証明をもらい、銀行にも遺失届けをします。

Q 8 8 リース契約のコピー機が壊れてしまいました。契約はどうなりますか。

A リース契約の場合には多くの場合、特約条項により地震等の場合にも月々のリー

ス分割金あるいは規定損害金を支払う必要があるとされます。

Q 8 9 株券が地震でなくなりました。どうしたらいいでしょうか。

A 会社法 2 2 3 条で定める株券喪失登録の請求をします。具体的手続きは法務省令である「会社法施行規則」4 7 条（株券喪失登録請求）に定められています。

Q 9 0 証券の売買したところで、地震に見舞われ、取引が成立したのかわかりませんし、仮に取引が成立していたとしても、現在はその支払いの方法がわかりません。どうしたらいいのでしょうか。

A 手形・小切手の決済に関する手形交換所による特別措置と同様な措置がとられると思われます。

第 7 章 保険（生命保険・地震保険）

Q 9 1 災害で父が死亡しました。生命保険を契約していたのですが、基本的な仕組みが分からないので説明して下さい。また、証券を紛失し内容が分からないのですが、どうすればいいですか。

A 生命保険契約は、一般的に、終身保険・定期保険・養老保険などの主契約と災害割増特約などの特約とで構成されています。紛失してしまった場合には、証券の再発行を請求することができます。

Q 9 2 保険金を請求したいのですが、必要書類が分からないので教えて下さい。また、災害の場合には、簡易な手続で保険金を支払ってもらえる場合があるのでしょうか。また、災害の場合には保険金が支払われない場合があると聞いたのですが本当ですか。

A 一般的には、請求書、被保険者の除籍謄本等、受取人の戸籍抄本・印鑑証明書、医師の死亡診断書ないし診断書、保険証券、不慮の事故を証明する書類等が必要です。なお、災害が起こった場合には、必要書類を省略するなどによる簡易な手続が設けられる可能性があります。また、各種の給付金について、地震等の場合には保険会社は保険金を削減して支払うか、または支払わないことができるとの定めがありますので、具体的な災害時に支払われない可能性もあります。

Q 9 3 災害により生命保険料が払えないのですが、保険料が免除されることはありますか。また、一定期間の猶予をもらえる場合はあるのでしょうか。保険会社が、立て替えてくれる場合はありますか。

A 契約内容によって、免除される場合がありますし、一定の期間保険料の支払いを

猶予する特別措置が採られる可能性があります。また、反対の申し出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に立て替えてくれます。

Q 9 4 保険料が払えないと保険契約はどうなってしまいますか。

A 契約は失効しますが、復活という制度があります。

Q 9 5 地震保険の契約をしていますが、どのような場合に保険金が支払われるのでしょうか。また、火災保険では、地震による火災は補償されるのでしょうか。地震による火災が延焼した場合はどうですか。火災保険の契約をせずに地震保険だけを契約することはできますか。

A 地震保険は、地震若しくは噴火またはこれらによる津波を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失による損害を補償するもので、居住用建物または生活用動産が、全損、半損または一部損となった場合に保険金が支払われます。

Q 9 6 火災保険では、地震による火災は補償されるのでしょうか。地震による火災が延焼した場合はどうですか。火災保険の契約をせずに地震保険だけを契約することはできますか。

A 地震による火災の場合も、地震による火災が延焼した場合も、火災保険だけでは補償されません。地震保険は火災保険とセットで契約する必要があります。

Q 9 7 地震保険の対象はどのようなもののでしょうか。

A 地震保険の対象は居住用建物と生活用動産に限定されています。

Q 9 8 地震保険で支払われる保険金はどのようにして決まるのですか。

A 地震保険契約で定めた保険金額と、損害の程度（「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。

Q 9 9 地震保険の保険金額とは何ですか。また、どのようにして決められるのですか。

A 地震保険の保険金額は、保険契約において保険会社と合意する金額で、全損の場合に支払われるべき金額です（ただし支払われる金額は時価を限度とします）。地震保険の保険金額は、主契約である建物または家財の火災保険の保険金額の 30 % ~ 50 % の範囲内とされています。ただし、建物については 5 0 0 0 万円、生活用動産（家財）については 1 0 0 0 万円が限度です。地震保険で支払われる保険金は、この保険金額と、損害の程度（「全損」、「半損」、「一部損」）によって決まります。

Q 1 0 0 地震保険において、全損、半損、一部損はどのように判断されますか。

A これらの区分については法律と約款に基準が定められています。

Q 1 0 1 区分所有建物（マンション）の区分所有者が地震保険保険契約を締結することはできますか。

A 区分所有者も地震保険契約を締結できます。ただし、その場合の方法は、管理組合が共用部分について一括して火災保険契約を締結しているかどうかによって違いがあります。

Q 1 0 2 警戒宣言の発令後に地震保険に加入することはできますか。

A 警戒宣言発令後に新たに地震保険に加入することは原則としてできません。

Q 1 0 3 リ災証明、被災建築物応急危険度判定とはそれぞれどのようなものですか。

A 被災建築物応急危険度判定は、二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るために余震等による二次災害の危険の程度の判定・表示等を行うもので、ステッカーを貼付して表示されます。リ災証明とは家屋の被害程度を市町村長等が証明するものです。

第 8 章 不在者の財産管理など

Q 1 0 4 災害により、親類の者が行方不明になっていました。その者の財産管理は誰がどのようにしたらいいのでしょうか。

A 行方不明になった親類の者に法定代理人がいる場合、あるいは、自ら財産管理人を定めていた場合には、その法定代理人あるいは財産管理人が財産を管理します。しかし、そのような場合は稀であり、それ以外の場合には、申立てにより家庭裁判所が選任した財産管理人が財産管理をします。

Q 1 0 5 災害により父親が行方不明のまま安否も全く分かりません。父の財産について相続は開始するのでしょうか。

A 認定死亡や失踪宣告が下されていれば相続は開始しますが、そうでなければ相続は開始しません。

Q 1 0 6 地震に関連して隣の家や塀が倒れ、怪我（又は死亡）をしてしまいました。こ

の場合に、治療費等の損害賠償請求はできますか。また、何らかの給付や援助を受けられる場合がありますか。

A 損害賠償請求については、一定の要件を満たせば、請求できます。また、生命保険に加入していれば、保険金や各種給付金が受けられますし貸付けを受けることができます。さらに一定規模の災害であれば、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく給付や援助を受けることができます。

Q 1 0 7 地震で自宅が倒壊し、自宅に保管していた権利証を消失してしまったのですが、自宅の土地を売却することはできますか。

A 権利証を消失した場合には、売却時の所有権移転登記申請に当たり、新しい事前通知制度あるいは本人確認情報制度を利用することにより対応できますので、手間はかかりますが土地の売却は可能です。

第9章 消費者問題

Q 1 0 8 自宅に屋根の修理業者が来て、災害支援のため格安の値段で屋根の修理をするといわれ、屋根用パネルと壁面用パネルの張替工事契約をしましたが、後で調べると相場の3倍の値段だったことが分かりました。契約を解除することができますか。

A 屋根、壁面パネルの修繕は、特定商取引法の役務に該当しますので、修繕契約の内容に不満があれば、同法で要求される書面を受け取った日から8日以内であれば、その理由如何にかかわらず、「クーリング・オフ」の権利を行使し、契約を解除することができます。クーリング・オフを行使できない場合でも、詐欺取消し、消費者契約法違反に基づく取消し等が考えられます。

Q 1 0 9 自宅を尋ねてきた工事業から地震で壊れた瓦屋根等の補修の点検無料といわれて頼んだら技術料を請求されました。支払わなければならないのでしょうか。

A 技術料を請求されても代金を支払う法的義務はありません。

Q 1 1 0 水道局の職員のような制服を着た人が自宅に来て、震災によって水道管が破損し水道水が汚染されているといわれたので、浄水器を購入しました。しかし、後で近所の人に聞いたところ、水道管は破損していないことが分かりました。浄水器のお金を返してもらえますか。このような業者は処罰されないのですか。

A 特定商取引法によるクーリング・オフ、消費者契約法による契約取消し、錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、不法行為に基づく損害賠償等によって代金の返還を求めていくことが考えられます。

Q 1 1 1 震災後、痴呆の症状が進んできた高齢の父の家に突然業者が訪問し、震災によって建物の基礎部分が壊れていないか無料点検すると言われて、床下を点検してもらったところ、その後、高額な床下工事の契約をさせられて業者が工事を行っていきましました。どうしたらよいのでしょうか。

A 特定商取引法によるクーリング・オフ、消費者契約法による契約取消し、錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、公序良俗違反による契約無効等によって代金の返還を求めていくことが考えられます。

第 1 0 章 労働問題

Q 1 1 2 既に採用内定を出しているのですが、その後の震災により一部の事業所が損壊し採用内定者を実際に採用するのが困難な状況になりました。採用内定を取り消すことはできますか。

A 整理解雇に準じた厳しい要件を満たす必要がありますが、地震により企業規模縮小を余儀なくされた場合には、採用内定の取消も客観的に合理的で社会通念上相当と是認される可能性が高いと思われます。

Q 1 1 3 震災を理由に労働者が欠勤しております。欠勤をしても給与を支払わなければならないのでしょうか。

A 解雇はできませんが、給与を支払う義務も原則としてありません。

Q 1 1 4 私（労働者）は震災が原因で欠勤せざるをえない状況です。欠勤により懲戒処分等の不利益処分を受けないか心配なのですが。

A 震災を理由として欠勤したとしても、それを理由に不利益処分を受けることはありません。

Q 1 1 5 私（労働者）は震災により怪我をし、3 ヶ月以上欠勤が続いており、今後も治療にどれだけの期間が必要か不明の状態です。先日会社から就業規則に則り今後は休職扱いとしさらに6 ヶ月間以上欠勤が続けば自然退職になると言われました。私は、会社の同方針に従わなければならないのでしょうか。

A 休職扱いそのものは受け入れざるをえませんが、完治と言えなくても一定程度治療した場合には、会社に復職を求めることは可能です。

Q 1 1 6 震災により会社の資金繰りが悪化し、決まっている給料日に従業員に対し給与

の支払いをできそうにありません。どうしたらよいでしょうか。従業員一律の一時的な賃金の引き下げは可能でしょうか。

A 給与の支払いが遅れても労基法上の処罰を受けることはありませんが、遅延損害金を付して給与を支払う義務があります。従業員一律の賃下げも給与規程の合理的な変更であれば可能です。

Q 1 1 7 私（労働者）は震災のため纏まった金銭を臨時的に必要な状況になってしまいました。会社に対し今月の給与を前倒しして支払ってほしいのですが。

A 使用者は、労働者が出産、疾病、災害その他厚生労働省令で定める非常の場合の費用に充てるために請求する場合においては、支払期日前でも、既往の労働に対する賃金を支払わなければなりません（労働基準法 25 条）。

Q 1 1 8 震災のため人手を欠き出勤可能な従業員につき時間外労働及び休日出勤を命じたいのですが。

A 行政官庁の事前許可ないし事後承認を条件に時間外労働及び休日出勤を命じることができます。ただし、割増賃金を支払う必要があります。

Q 1 1 9 使用者から震災を理由に一時帰休（レイオフ）を命じられました。会社からはその間給料が減額になるかまたは全く支給できないかもしれないと言われました。どうしたらよいでしょうか。生活が成り立たなくなるので、その間アルバイトをしたいのですが、就業規則上の兼職禁止条項に違反することになってしまうのでしょうか。

A 一時帰休がやむをえないものであれば、同命令に従わざるを得ません。使用者に損害が生じるような態様でなければ、アルバイトをすることは問題ありません。

Q 1 2 0 震災により会社の資金繰りが悪化し、一部の従業員を解雇したいと考えているのですが。

A 整理解雇 4 要件を満たせば、解雇は可能です。

Q 1 2 1 震災により会社が倒産してしまいました。労働者の立場はどうなりますか。

A 震災に便乗した計画倒産などでなければ、解雇はやむを得ません。ただし、未払賃料等については一般債権に優先して弁済を受けることができますし、労働者健康福祉機構から立替払いを受けることができます。

第 1 1 章 租税特別措置

Q 1 2 2 地震で被災した人に対する税法上の減免措置について教えてください。
所得税について減免措置はありますか。

A 「災害被害者に対する租税の減免，徴収猶予等に関する法律」(災害減免法)による減免，所得税法による雑損控除，資産損失の必要経費算入などの措置があります。

Q 1 2 3 所得税以外の税金(法人税，相続税，贈与税等の国税，地方税を含む)について減免措置はありますか。

A 法人税については，被災資産の評価損の損金算入，災害損失金の繰越控除が認められます。

Q 1 2 4 地震で被災した人に対して，税法上，減免措置以外の救済はありませんか。

A 申告期限・納付期限の延長，納税の猶予，延滞税の免除などの措置が認められています。

第 1 2 章 外国人の人権

Q 1 2 5 被災による負傷で，長期の看護が必要になってしまいました。母国に住む親族に面倒を看てもらいたいのですが，親族の来日及び長期滞在は可能でしょうか？

A 看護する家族が取得できる在留資格の種類によって，結論が異なってくるものと思われます。

Q 1 2 6 震災でパスポートなどを無くしてしまったのですが，どうすればいいですか？

A 警察署で紛失証明書を発行してもらった後，在日大使館や領事館に連絡をして，パスポートの再発行の申請をする必要があります。

Q 1 2 7 震災で外国人登録証などを無くしてしまったのですが，どうすればいいですか？

A 紛失，盗難または滅失により登録証明書を失った場合には，その事実を知ったときから 1 4 日以内に，その居住地の市町村の長に対して登録証明書の再交付を申請する必要があります(外国人登録法 7 条 1 項)。

Q 1 2 8 震災及びその後の混乱で，手続せぬまま在留期間の更新期限が過ぎてしまいま

した。退去強制手続がとられてしまうのでしょうか？

A 許可申請の特別受理が認められる可能性があります。

Q 1 2 9 私は、留学生として来日していますが、震災により財産がすべて消失してしまいました。生活のためにとりあえず働く必要がありますが、可能でしょうか。

A 原則として、資格外活動許可申請をする必要があります。

Q 1 3 0 震災によって、働いていた工場が操業できない状態になったということで、突然、解雇されてしまいました。これまで、給料から、保険関係の支払はしていたようですが、雇用保険給付は受けられるのでしょうか。私の在留資格が、当該仕事をしていることが条件であった場合でも、問題なく、受給できるのでしょうか。

A 雇用保険には加入をしていた場合は、外国人であっても雇用保険給付は受けられることとなります。在留資格の点ですが、平成16年に入管法が改正され、「在留資格取消制度」が新設されたことから、一定の注意が必要です。

Q 1 3 1 震災によって、働き口がなくなりました。生活保護を受けたいと思うのですが、在留資格がある場合とない場合とで、受給に違いがあるのでしょうか。

A 行政の取扱いでは、多くの場合、外国人に対する生活保護についても、居住地の市町村の福祉事務所で認定をしています。ただ、その取扱いは、あくまでも法律上の権利として保障されたものとは言えません。さらに、在留資格のない外国人に対しては、大変厳しいものがあると考えられます。

Q 1 3 2 震災によって私又は親族がケガをしてしまいました。外国人である私も国又は地方自治体から医療費の援助を受けることはできますか。

A 災害救助法に基づき医療を受けることができますが、これは支払った医療費に対し援助を受けられるものではありません。また、医療費の自己負担部分を免除する等の施策が行われる可能性があります。阪神大震災においては、外国人については健康保険に加入していることが要件とされ、健康保険に加入していない外国人は、免除を受けることができませんでした。この時、免除を受けられなかった外国人に対し、県より補助がなされましたが、今後の震災において、必ずしも同様の施策が行われるとは限りません。

Q 1 3 3 震災によりケガをしてしまいました。外国人である私にも国又は地方公共団体から見舞金が支給されることはありますか、あるいは、親族が死亡した場合弔慰金が支給されることはありますか。

A 見舞金・弔慰金のいずれについても外国人であっても支払を受けることができます。しかしながら、日本国内に住所を有していることが要件とされているため、在留資格がない人には支払われないことになります。阪神・淡路大震災の際には、N G O 団体から民間弔慰金が支払われたとのことですが、今後必ずしも同様に民間弔慰金が支払われものとは限りません。

Q 1 3 4 震災によって住居が消失してしまいました。私も仮設住宅に入ることはできますか。また、住居とともに日用品も消失してしまった場合、日用品の支給を受けることはできますか

A 外国人であっても入居条件を満たせば、仮設住宅に入居することができます。ただし、手続き等は日本語で行われるため、困難を伴う可能性があります。また、住居又は家財に損害を負った場合に貸付けを受けることができますが、日本国内に住所を有することが要件とされており、在留資格のない外国人は貸付けを受けることは難しいです。

Q 1 3 5 母国に帰ろうと思うのですが帰国費用が調達できません。帰国費用の援助を受けることはできますか。

A 国あるいは地方公共団体から外国人に対する帰国費用の援助の制度はありません。しかし、民間団体の援助を受けることができる可能性があります。

Q 1 3 6 震災に関する義捐金が集められていると聞きました。私たちにも支払われることはありますか。

A 日本赤十字社等から義捐金が支給されるものと思われます。しかし、支給にあたっては、被災地に居住していたことの証明及び身分証明書を提出することが求められ、在留資格がない等の理由によりこれらの書類を取得することが困難な場合には、支給を受けられない可能性があります。

Q 1 3 7 震災によって、いろいろと困ったこと、どうしたらよいかわからないことができました。ただ、私は在留資格がないので、警察などに相談したりすることはできないのではないかと心配しています。私たちでも安心して相談できるような情報提供場所または手段について教えて下さい。

A 阪神・淡路大震災の際の例からは、外国人の生活相談に応じるボランティア活動の支援を受けることが可能ではないかと思えます。

Q 1 3 8 日本に来て、わずかの間に被災をしたため、日本語がよくわかりません。通訳

をしていただきたいのですが、だれに、どのように依頼したら確保できるのでしょうか。

A 各国の大使館や、外国人を支援するためのボランティア団体へ積極的に赴くようにして行くべきでしょう。

第13章 高齢者・障害者の人権

Q 1 3 9 自治体は、地域防災計画を策定しなければならないということですが、どうい
うことを定めるものですか。

A 多岐にわたりますが、当該地域に係る防災に関し、防災上重要な施設の管理者の
処理すべき事務又は業務の大綱を定めるほか、防災施設の新設又は改良や、防災の
ための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関
する予報又は警報の発令及び伝達、非難、消火、水防、非難、救助、衛生その他の
災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画や、これらの措置に要する労務、
施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
などを定めることとなっています。

Q 1 4 0 地域防災計画上、高齢者、障がい者などの災害時要援護者について、どのよう
な配慮がなされていますか？

A 高齢者、障がい者などの災害時要援護者について、どのような配慮をするかにつ
いては、各自治体が決定することですが、国の災害対策基本計画では、災害時要援
護者への施策として、次の指針を定めていますので、各自治体も、この指針に沿
った地域防災基本計画の策定を行うことが望まれます。

記

高齢者、障がい者、外国人等の災害時要援護者に対しては、防災知識の普及、災
害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等の様々な面で配慮が必要であり、こ
のため、平常時から地域において災害時要援護者を支援する体制が整備されるよう
努めるとともに、平常時には、避難誘導はもとより、高齢者、障がい者の避難場所
での健康管理、応急仮設住宅への優先的入居等に努める。

Q 1 4 1 私どもは社会福祉協議会ですが、高齢者・障害者の親族の方の同意を得て、作
成したこれら要援護者の住所、氏名、生年月日、健康保険証の番号、介護保険証の番
号、既往歴、服薬状況等の医療情報を集積した情報を管理していますが、これらデー
タベースとなったものを、いざという時に備えて、協力してくれるボランティアの人
になど他に貸与することについて問題はないでしょうか。

A あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供できません。ただ

し、例外として人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なときには、本人の同意を得なくても、個人データを第三者に提供することができます。本問では、本人の同意を得ることが困難なときに当たりませんので、個人データを第三者に提供するには、あらかじめ本人の同意を得ておく必要があります。

Q 1 4 2 私は、入居保証金 8 0 0 万円も預託して、終身居住可能な有料老人ホームに入居しました。ところが、この度の地震により、建物が半壊し、倒壊の危険があるため、立入禁止となっています。入居保証金を返してもらうことはできないのでしょうか？

A 少なくとも、入居保証金の未経過分の部分については返還するよう求めましょう。
なお、厚労省から、契約から 9 0 日以内の退去の場合には、実費等を除いて入居保証金を全額返還しなければならない旨の通知が出ていますので（いわゆる「9 0 日ルール」）、契約から 9 0 日以内であれば全額の返還を求めましょう。

Q 1 4 3 老人ホームの施設経営会社が破産した場合はどうなりますか。

A 一般的には、破産債権として、破産財団から一定割合の配当しか受けることができません。ただし、入居者基金制度とよばれる制度がありますので、その利用ができないか調べる必要があります。また、2006年（平成 1 8 年）4 月 1 日以降に設立された有料老人ホームの場合には、入居保証金の保全措置をとることが法律で義務づけられていますので（それ以前に設立されたホームの場合は努力義務）、5 0 0 万円を限度として返還を受けることができます。

Q 1 4 4 私は、今回の地震で今まで住んでいた借家が倒壊し、住むところがなくなりました。私は、6 0 歳で、妻以外に身寄りはいません。高齢者の家賃債務を保証してくれる制度ができたということを知りましたが、どのような制度でしょうか？

A 高齢者世帯の方には、高齢者居住支援センターが賃貸住宅を借りた際の家賃債務の保証人となる制度があります。また、この高齢者居住支援センターを運営する財団法人高齢者住宅財団では、高齢者世帯だけでなく、障がい者世帯、子育て世帯、外国人世帯、解雇等による住宅確保要配慮世帯の方についても家賃債務保証制度を提供しています。いずれも、高齢者や障がい者等の住宅確保要配慮者の賃貸住宅を借りやすくする制度です。その他、同財団では、高齢者の方には、自分の持ち家をバリアフリーの家にリフォームした際の借入金についての債務補償の制度も提供しています。

Q 1 4 5 私は、介護保険 3 の等級認定を受けていましたが、今回の地震で他の地域に一時避難することになりました。一時避難先の避難所、あるいは仮設住宅でも介護保険の給付を受けることができるのでしょうか。

A 一時的に別市町村等に避難した場合でも、従前からお住まいの給付市町村等からの介護保険の給付を請けることができます。

Q 1 4 6 地震で家財道具が壊れ、全部使えなくなりました。新しく買い直すにもお金がありません。年金担保貸付という制度があると聞きましたが、どのような制度でしょうか？目的はどんなものでも貸付は受けられるのでしょうか？また、年金証書が見当たらないのですが、紛失してしまった場合でも貸付は受けられるのでしょうか？

A 年金担保貸付は、公的年金の受給者に対しその受給権を担保として低利で小口の資金を貸し付ける制度です。用途はギャンブルなどに使うと言うような場合はダメですが、その他は制限はありません。年金証書が必要ですので、紛失した場合は社会保険事務所などで再発行の手続きをしてください。その他、地震の際の特別な貸付制度としては、災害援護資金や生活福祉資金貸付制度があります。その他、災害弔慰金・災害傷害見舞金や被災者生活再建資金が支給される場合もありますので、こちらも活用ください。

Q 1 4 7 災害時要援護者支援について、法律で特別な規定がありますか。

A 災害対策基本法第8条第2項において、「国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するために」「実施に努めなければならない」事項として、「高齢者、障害者、乳幼児等特に配慮を要するものに対する防災上必要な措置に関する事項」を掲げています。また、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準において、福祉避難所を設置することを想定した実費加算が認められ、福祉仮設住宅を応急仮設住宅として設置できることが認められています。

Q 1 4 8 大規模災害が発生する危険が生じた場合や大規模災害が発生した場合に、避難が困難な高齢者、障害者等の要援護者に対し、危険を知らせて、避難をさせる必要があると思いますが、危険を知らせるための施策としては、具体的にどのようなものが考えられていますか。

A 災害対策基本法第60条に定める通常の避難勧告（避難行動を開始すべき段階）や避難指示（危険が急迫している段階）に先だって、避難に時間がかかる高齢者や障害者ら要援護者のために発令し、いち早く安全な場所に逃げてもらうための情報である避難準備情報を行うこととなりました。さらに、平成18年3月には、内閣府は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を発表し、情報伝達が困難な災害時要援護者に対する情報伝達体制の整備に関する方策が提案されています。

Q 1 4 9 要援護者に避難準備情報を出す場合、要援護者がどこにいるのか、どのように

情報を伝達すればよいのかあらかじめ分かっているか、十分な避難支援はできないと思いますが、要援護者の情報の把握については、具体的にどのような方策が考えられていますか。

A 平成18年3月に内閣府は「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を発表し、災害時要援護者情報の共有について、市町村に同意方式との組合せによる関係機関共有方式の積極的活用、特に要援護者情報について、避難支援のための目的外利用・第三者提供に関する具体的な方策を提案しています。

Q150 多数の被災者を受け入れる避難所では、高齢者、障害者などの災害時要援護者が放置されたり、困窮することが多々あると思われます。避難所における災害時要援護者に対する支援についての施策はどのようなものがありますか。

A 平成12年3月31日に制定された災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（同基準第2条第1項一、八）に基づき、福祉避難所の設置が認められました。また、平成18年3月に発表された「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、避難所における要援護者用窓口を設置し、避難所における要援護者班を組織すること、要援護者班から避難所では対応できない要援護者のニーズについて、市町村の災害時要援護者支援班への要請を行うこと、福祉避難所の設置・活用促進策などを提案しています。

第14章 子供の人権

Q151 震災による子どもの心の傷について、行政ではどのような対応の仕組みが用意されていますか。

A 担当課は主に各都道府県の教育委員会です。
事前の準備として、小中学校にスクールカウンセラーが配置され、教師に対する子どもの心のケアについての研修が行われています。
震災後は避難所等にスクールカウンセラーが派遣されます。
これとは別に教育委員会又は教育事務所に申し込みをして、カウンセラーを派遣してもらうことも出来ます。

Q152 子どもが在校中に被災した場合、どのようにして子どもと引き合わせてもらえるのでしょうか。子どもが登下校中に被災した場合はどうですか。在宅中に被災した場合、学校に連絡した方がいいのですか。

A 一般論ですが、子どもが在校中に被災した場合、学校としては、まずは、子どもの身の安全を確保して、次いで、保護者への引渡しを行います。登下校中に被災した場合、学校は児童生徒の安否確認を行います。保護者が先に子どもの安否確認

を出来た場合、すぐに学校に連絡をした方がいいでしょう。在宅中の被災でも、学校は児童生徒の安否確認、授業再開に向けた連絡等を行いますので、学校に連絡するようにしてください。

Q 1 5 3 震災後、子どもの休学、転入学、授業料等、入試について、行政はどのような対応をしてくれるのでしょうか（国公立を中心に）。

A 震災直後、多くの学校は避難所として利用されるため、授業再開の準備が整うまでは休校とならざるを得ません。そして、授業再開後も通学できない生徒については速やかに転入学の手続きをとるべきでしょう。転入学については、行政は手続きを簡略化するなど弾力的な取り扱いを図るものと見込まれます。また、義務教育以外の学校の授業料等について、免除、減額等の措置を図ったり、入試についても、出願手続きの簡略化、出願日程や入試日程の変更、入学考査料の免除、猶予など弾力的な対応、措置が図られるものと見込まれます。

第 1 5 章 環境問題

Q 1 5 4 アスベスト建材が使われている自己所有建物が震災により影響を受けています。全壊・半壊で解体が必要の場合、所有者としてどのようなことをしなければなりませんか。また、解体までは必要ではなく、補修で使い続けられる場合には、どのようなことを守らなければなりませんか。

A 所有者は、解体工事を発注するにあたり、解体事業者がアスベストの対策措置ができなくなることはないよう、解体方法、費用等について配慮しなければなりません。また、所有者は、補修して使用し続けるときも、一定の場合には、震災により飛散するようになった吹きつけアスベストの除去等を行わなければなりません。

Q 1 5 5 震災により、近隣の工場から有害物質が流出しました。どのような手段をとることが可能ですか？

A 損害賠償や汚染除去を求めていくことにはなりますが、不可抗力であるとしてかかる請求が認められない可能性もあります。

Q 1 5 6 地震により隣の建物が倒壊し、自宅敷地部分に瓦礫が残ったままになっています。自分で勝手に撤去してもよいのでしょうか。また撤去費用はどちらが負担しなければならないのでしょうか。

A 所有者の承諾を得ずに勝手に撤去してはいけません。費用負担については、地震により全くの不可抗力による倒壊の場合には隣地所有者に撤去費用を負担させるこ

とは難しいですが、隣家所有者に過失がある場合ないし必ずしも不可抗力による倒壊とはいえない場合には隣地所有者に撤去費用を負担させることができます。また、一定の範囲につき公費負担の制度もあります。

第16章 津波の被害に係る問題

Q157 津波により1筆の土地の全部又は一部が水没した場合（海面下に没し、あるいは河川流水下の底地になった場合）、土地の所有権は消滅しますか。

A 土地が海面下に沈んでしまった場合に、その経緯が天災によるものであって、かつ、その状態が一時的なものであるときは、私人の所有権は消滅しません。しかし、土地が海面下に没した状態が一定期間継続し、もはや「一時的」とは言えなくなった場合には、所有権が消滅することにもなりますので、同状態を長く放置することは避けるべきでしょう。「一時的」か否かの判断は、津波の程度、被災状況、災害後の救済・復興の事情も加味して総合的に判断されるべきと考えられます。

当該土地が公有水面下にあるか否かの判例、登記実務は以下のとおりです。

最高裁は「海は、社会通念上、海水の表面が最高高潮面に達した時の水際線をもって陸地から区別されている。」と判示しています（最高裁判所昭和61年12月16日判決 最高裁判所民事判例集40巻7号1236頁、判例タイムズ629号100頁）。

また、登記実務上の先例によれば、陸地と公有水面との境界は「潮の干満の差のある水面にあっては、春分、秋分における満潮位を、その他の水流水面にあっては高水位を標準として定める。」とされています（昭和31年11月10日民事甲第2612号法務省民事局長事務代理回答、昭和33年4月11日民事三発203号民事局第三課長回答）

Q158 土地の一部又は全部が滅失したときの登記はどうなるのでしょうか。

A 土地の所有者は、土地の一部が滅したときは地積変更登記を、また、全部が滅失したときは、滅失登記を法務局に申請しなければなりません。また、滅失登記は滅失の日から1か月以内とされています（不動産登記法42条）。

土地の滅失登記は、共有者あるいは相続人の一人からでも申請することができます。また、同滅失登記は、滅失した事実に対して申請をするものですので、同土地に抵当権が設定されている場合でも、同滅失登記について、抵当権者の承諾は不要です。

なお、1筆の土地の全部または一部が、河川区域内の土地である場合は、河川管理者（国土交通大臣又は都道府県知事若しくは政令指定都市の市長で、河川法9条1項、10条1項・2項に基づき管理権限を有する者）が、土地の滅失登記を法務

局に囑託しなければならないことになっていきますので、注意する必要があります（不動産登記法43条3項）。

Q159 私の土地は河川の傍らにありましたが、津波により瓦礫、建築物の残骸、土砂等が流入し、様変わりしてしまいました。このままでは利用することができなくなってしまいました。土地の滅失にあたるのでしょうか。

A 土地としては存在しておりますので、滅失にはあたりません。

Q160 土地の一部又は全部が津波により滅失した場合、公的補償はないのでしょうか。

A 津波により土地が滅失したこと自体に対する公的補償はありません。

なお、土地の固定資産税については、災害を受けた日以降に納期の到来する当該年度の税額が、申請に基づき一定の基準で減免されますので、役所の税務課等で相談してみてください。

Q161 津波で土地の境界が不明となってしまいました。地震により移動したのか津波により不明となったのか明らかではありません。境界はどうなりますか。

A 阪神淡路大震災の際に、地震による地殻の変動に伴い広範囲にわたって地表面が水平移動した場合に処理について、法務省の民事局通達があります。

その通達よければ、原則土地の境界も相対的に移動したものとして取り扱うが、局所的な地表面の土砂の移動（崖崩れ等）の場合には、土地の境界は移動しないものとして取り扱うとの内容でした。

Q162 津波により建物の天井近くまで浸水し、部屋の中は割れた窓から入った瓦礫や建築物の残骸、土砂などでいっぱいですが、建物自体は歪んではいませんでした。この建物は全壊と言えるのでしょうか。また、床上浸水により、部屋の壁紙などが全面はがれてしまったような場合は、半壊にすぎないのでしょうか。

A 内閣府の「浸水等による住宅被害の認定について」の基準によれば、浸水により畳が浸水し、壁の全面が膨張しており、さらに、浴槽などの水廻りの衛生設備等についても機能を損失している場合等には、一般的に「大規模半壊」又は「全壊」に該当することになるものと考えられる。また、施行令第2条第1号に基づき、「半壊」であっても、やむを得ず住宅を解体する場合には、「全壊」と同様に取り扱うこととなるが、浸水等の被害により、流入した土砂の除去や耐え難い悪臭のためやむを得ず住宅を解体する場合には、「やむを得ず解体」するものとして、「全壊」と同様に取り扱うものとする、とされています。

津波の浸水によって効用を失った建物が、全壊か大規模半壊か半壊かは具体的な

事実認定の問題ですが、畳が浸水したり、壁が全面はがれたり、トイレなどの水回りの機能が喪失していれば全壊あるいは大規模半壊といえます。また、その程度に至っていないとしても、土砂の撤去や悪臭をさける為にやむを得ず建物を解体する場合は、全壊と同様に扱われるようです。

Q 1 6 3 私の私有地上に津波で流されて来た自動車や船、瓦礫などが放置されています。誰に撤去を求めればよいですか。その費用は誰が負担するのですか。

A 原則として、物権的請求権として、妨害排除請求の相手方である船、自動車、瓦礫の所有者の負担において片付けてもらうこととなります。ただし、原因が不可抗力である場合には、物権的請求権は生じないとする大審院時代の古い判例もあります。

また、そもそも津波被害の場合には、瓦礫等所有者を特定することができない事態も多いことが想定され、そのような場合には土地所有者の負担で撤去せざるをえないこととなります。

また、土地所有者が撤去した場合、自力救済として不法行為責任を負う可能性がありますが、財産的価値がなくなっているなどの場合には、損害ないし違法性がないとして、不法行為責任を負わない場合も広汎に存するものと考えられます。

以上は私人間の法律関係ですが、このほかに公費による撤去が行われる可能性があります。阪神・淡路大震災では、廃棄物処理法の特例として、倒壊家屋等の解体・撤去を、災害廃棄物処理事業として所有者の承諾の下に市町村の事業として行い、その費用の2分の1を国が補助する特別措置が講じられました。

Q 1 6 4 所有する船や自動車が津波で流されて、他人の家屋を壊したらしい。私に責任があるのでしょうか。

A 不法行為責任が問題となる余地はありますが、あなたに過失があるとは考えにくく、責任は生じないと思われれます。

もちろん、他人の土地上に、船や自動車がそのまま残った場合は、問題が生じますが、その回答はQ 1 6 3を参照してください

Q 1 6 5 所有する自動車が津波で流されて見つからなくなりました。登録の抹消が必要でしょうか。また、その手続きどうなりますか。

A 4月1日現在の車検証上の所有者（割賦販売の場合は使用者）に1年分の自動車税が課税されますのでその負担を避けるためには登録の抹消も検討すべきでしょう。但し、自動車税の減免措置を発表している自治体があることや、罹災証明書を提出すれば課税を留保する措置がとられる予定であるという情報もありますから、各自治体のこれらの情報を調べる必要があります。

自動車の登録抹消には永久抹消登録と一時抹消登録の2種類があります。

永久抹消登録の場合には、災害により自動車が滅失した場合として、地方自治体から罹災証明書を発行してもらい、運輸支局において当該自動車の永久抹消登録申請をすることになります。しかし、永久抹消登録は当該自動車を二度と使わないことを前提としており、後に抹消登録した自動車が発見されたとしても、再び自動車を登録して使用することはできないなどのデメリットがあります。

一時抹消登録は、一時的に自動車を使用しなくなる場合に利用する抹消登録手続です。自動車税の課税を避ける観点からは永久抹消登録と差はなく、津波で自動車が流されたような場合であっても、一時抹消登録申請は受け付けられるようですので、上述の永久抹消登録のデメリットを避けるためには、一時抹消登録を利用した方がよいといえます。

自動車の抹消登録申請をする場合には、必要な書類等として、ナンバープレートおよび自動車検査証が必要となりますが、津波で自動車の流失と共にナンバープレートおよび自動車検査証のいずれも紛失しているため、これらの提出に代えて理由書の提出が必要となります。

Q 1 6 6 所有する船舶が津波で流されて見つからなくなりました。登録の抹消が必要でしょうか。また、その手続きどうなりますか。

A Q 1 6 5 の自動車の場合と異なり、課税上直ちに登録の抹消を必要とするメリットはありません。

船舶の登録は総トン数や種類により所管が異なり、20トン以上は国交省運輸局、漁船を除く20トン未満の船舶は日本小型船舶検査機構、20トン以上の漁船は水産庁となりますので問い合わせなども間違えないようにして下さい。

20トン以上の船舶が不明であることを理由として滅失手続きをするためには、船籍港の運輸局へ「三ヶ月存否不明」の報告書などを添付して申請することになります。

漁船を除く20トン未満の船舶が見つからないとして抹消手続きをするには、通常は、紛失時から3ヶ月間程度の不明期間経過後に日本小型船舶検査機構に申請することになりますが、同機構によれば、今回の災害では簡易な手続を検討しているとのことですので問い合わせの上申請して下さい。

漁船の場合は都道府県の水産課で漁船登録を受けていますので、漁船が滅失、3ヶ月間行方不明のときなどは登録票を返還することになります。津波で流された様なときは漁船登録票紛失届の添付が要求されます。

Q 1 6 7 地震によって、ローンで購入した自動車が壊れてしまいました。この場合、残代金を支払わなければならないのでしょうか。自動車をリースしていた場合はどうでしょうか。

A ローンで購入していた自動車が壊れてしまった場合、残代金の支払義務を免れることはできないと思われます。リースしていた場合も、特約が付されていれば、規

定の損害金を支払う義務が生じます。自動車保険で地震や津波による危険を担保する特約が付されていることもありますが、自動車をローンで購入した場合には買主が、リースの場合にはリース業者が、このような特約が付された保険に加入していれば、損害が軽減される可能性があります。

なお、経済産業省は、平成23年3月14日付で、被災地の「地元中小企業に対するリース対象機器等の使用可能期間等を考慮しつつ、支払い条件の変更等の柔軟かつ適切な対応をするよう」社団法人リース事業会に要請しました。

Q168 地震によって、ローン購入ないしリースしていた船舶が壊れてしまった場合の法律関係はどうなるのでしょうか。用船契約の場合はどうでしょうか。

A ローンで購入した船舶が壊れてしまった場合、残代金の支払義務を免れることは難しいと思われます。リースしていた場合も、特約が付されていれば、規定の損害金を支払う義務が生じます。用船契約の場合には賃料支払義務が消滅ないし軽減し、残存部分のみで目的を達することができない場合には契約が終了すると思われませんが、契約書の内容をチェックする必要があります。

Q169 どうしても戸籍謄本が必要な事情がありますが、津波で市役所が機能停止し、あるいは市役所が保管していた戸籍原本が流されたとのことで、発行してもらえません。どうしたらよいのでしょうか。

A 災害で戸籍原本が滅失した場合に備えて、戸籍の副本が法務局、又は法務局の支局に保管されています。したがって、戸籍原本が滅失したとしても副本に基づいて戸籍の再製が可能です。

しかし、法務局で保管される戸籍の副本は市役所の滅失した戸籍を復活させるためのものであり、個人の請求により法務局が戸籍の謄本を発行する手続は存在しません。したがって、市役所の機能回復、戸籍の再製を待って、市役所で戸籍謄本の請求をするしかないものと思われます。

法務局も被災し、原本も副本も滅失してしまった場合に関する規定は存在しませんが、何らかの方法で戸籍の再製を認めることになるものと思われます。

第17章 原子力被害に係る問題

Q170 原発の発電の仕組みを教えてください。

A 原子力発電も火力発電と同じように、水を沸騰させて蒸気を発生させ、その蒸気でタービンを回して発電します。火力発電は、石炭や石油を燃やして発生する熱で水を沸騰させますが、原子力発電は、核分裂しやすい物質を核分裂させ、その際に放出される熱エネルギーを利用して水を沸騰させます。

核分裂は、模式的に言えば、原子核に中性子がぶつかって、2～3の核種に分裂

し、その際に中性子が飛び出し、その中性子がさらに原子核にぶつかって核分裂を引き起こすというものです。

Q 1 7 1 福島原発の構造について教えてください。

A 福島原発は沸騰水型原発（BWR）と言われるもので、大まかに言って、压力容器を囲んで格納容器があり、格納容器は原子炉建屋の中にあり、原子炉建屋と配管で繋げたタービン建屋があります。

70気圧という高圧にした鋼鉄製の压力容器の中に水を張り、その中に入れた核燃料に核分裂を起こさせ、その際に放出される熱エネルギーを利用して水を沸騰させて蒸気を作り、その蒸気でタービンを回して発電し、タービンを回した蒸気は、海水で冷やして（熱交換して）水にして压力容器に戻します。核燃料は長さ4m位の燃料棒を集めた燃料集合体として数百体も压力容器の中に入っています。

この压力容器から放射能が漏れても外部に流出しないように、压力容器の外側に格納容器があり、さらにこれらを納めるのが原子炉建屋です。

Q 1 7 2 地震発生時に制御棒を入れて停止したというのはどういうことですか。

A 制御棒は、核分裂に必要な中性子を吸収するもので、地震が発生して一定以上の揺れを感知すると制御棒が燃料棒の間に挿入される仕組みになっています。燃料棒は4m位ありますから、地震の揺れで燃料棒の中間くらいが撓んで制御棒が入らないことも想定されますが、今回の地震では制御棒が挿入され、核分裂は停止しました。

Q 1 7 3 発電が停止したのに冷却しなくてはならないのはどうしてですか。

A 核分裂によって、色々な核種の放射性物質が燃料棒の中に作られています。これらは、安定的核種に形を変えていくのですが、その過程で熱エネルギーを出します。これを崩壊熱というのですが、原子炉を停止しても、かなりの熱量の崩壊熱が相当の期間発生しています。これを冷却しなければ、燃料とこれを覆っている被覆管と呼ばれるものが溶けだしてしまいます。そのために、通常は、冷却のための水を循環させて、熱を取り続けます。この通常の冷却水が失われる事態には、ECCS（緊急炉心冷却システム）が作動して、一気に水を压力容器に注入する設計になっています。

Q 1 7 4 福島第1原発はどうして冷却できないのですか。

A 通常の冷却も、ECCSも、電気がなければ作動しません。今回の地震で、外部電源は喪失し、非常用ディーゼル発電も原料の重油タンクが津波で流されてできなくなり、冷却できなくなりました。

冷却されないうちに燃料棒を冠水していた水が崩壊熱で蒸気になり、燃料棒が露出して高温になり、その後海水を注入する作業が行われていますが、燃料棒を冠水させるまでの注入ができません。海水を注入するポンプのパワー不足、燃料棒が高温になっているので直ぐに蒸気になってしまう、圧力容器内の内圧が蒸気で高くなって注入が困難になっている等の原因が考えられます。或いは、圧力容器に漏れる箇所が生じているのかも知れません。

Q 1 7 5 なぜ格納容器から放射能で汚染された蒸気を放出したのですか。

A 格納容器の設計基準値の圧力を超えそうになりました。格納容器が破壊されれば大量の放射能が外部に放出されるので、圧力を下げるためにそれよりは少ない放射能の放出を選択しました。

Q 1 7 6 使用済み燃料プールというのは何ですか。

A 核分裂を終了した燃料棒も崩壊熱を出し続けますので、燃料棒をそこに入れて冷却するための水を張ったプールです。原子炉建屋内の格納容器の上部にあります。

Q 1 7 7 4号機の爆発、火災はどうして起こったのですか。

A 燃料プールの水も常に循環させておく必要があるのですが、循環するために必要な電気が失われたために、プール内の水が使用済み燃料の崩壊熱で温められて徐々に蒸発して燃料棒が露出した、或いは、燃料プールの水が地震の揺れで波打って流出して燃料棒が露出し、露出した燃料棒が高温になり、蒸気の酸素と反応して水素が発生し、その水素が燃えました。

Q 1 7 8 放射能とは何ですか。

A 放射線を出す能力を放射能といますが、放射線そのものを放射能と言ったり、放射線を出す物質（放射性物質）を放射能と言ったりすることもあります。人体に影響を与えるのは、放射線です。

Q 1 7 9 放射線とは何ですか

A 主な放射線は、 α 線、 β 線、 γ 線、中性子線です。
原子は、陽子と中性子から成る原子核と、その周りにある電子からできています。元素番号と言うのは陽子の数の順番に並んでいます。また、陽子の数と中性子の数を足したものが質量数で、同じ元素番号でも異なる原子になります。例えば、ウラン235、ウラン238のように、元素と質量数で表示されます。
原子には、他の原子に変わろうとする種類が多数あり、他の原子に変わる（壊変）

際に、 α 線、 β 線、 γ 線を出して変わります。使用済み燃料にはこの放射性物質が大量に存在します。また、核分裂の際には中性子が出ます。

これらの放射線は大きなエネルギーを持っていて、人体に作用すれば人体の細胞に影響を与えます。放射能による人体への影響と言われるものは、これらの放射線による影響のことです。

Q 1 8 0 放射能の半減期とは何ですか。

A ある核種が放射線を出して他の核種に変わると元の核種はなくなりますが、ある核種が半分の量になる時間を半減期といいます。この半減期は核種ごとに時間が違いますので、放射能汚染対策等を考える際の重要な資料になります。

Q 1 8 1 放射能による被害を考える場合に参考になる概念を教えてください。

A 被曝した直後に放射能の影響による障害が出る場合を急性障害といい、ある程度の期間経過後に障害が出る場合を晩発性障害といいます。

身体の外にある放射性物質からの放射線による被曝を外部被曝といい、透過力の強い放射線が問題になります。体内に取り込まれた放射性物質からの放射線による被曝を内部被曝といい、透過力が弱い放射線でも問題になります。

Q 1 8 2 放射能の程度と人体への影響の関連について教えてください。

A 放射能の量と人体への影響の関係は一義的に明確なものではありません。そこで、国際放射線防護委員会（ICRP）は、正当化の原則、最適化の原則、線量限度遵守の原則を打ち出し、放射線は利用の便益が害よりも大きい時に利用が許されること、被曝線量はなるべく少なくし、制限被曝線量値は遵守すべきであると勧告しています。レントゲン、CTは有用な目的のために使用が許されていますが、観測値とこれらの放射線量を比較して全てを語ることはできません。

人体への影響を考える放射能の単位をシーベルトといいます。1ミリシーベルトは1/1000シーベルト、1マイクロシーベルトは1/1000ミリシーベルトです。日本では、ICRP勧告に基づき、一般人の制限線量は年間1ミリシーベルト、原発関係従事者は年間50ミリシーベルトでかつ5年間平均が20ミリシーベルトを超えないこととされています。

緊急時の職業人の制限線量は100ミリシーベルトとされていましたが、急遽250ミリシーベルトに上げられました。

Q 1 8 3 避難指示の根拠は何ですか、

A 原子力災害対策特別措置法15条3項で、内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した時は、市町村長及び都道府県知事に対し、避難のための立退き又は屋内への

避難の勧告又は指示を行うべきこと、その他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとすると規定しています。

Q 1 8 4 屋内退避，避難の目安は何ですか。

A 原子力安全委員会が「屋内退避及び避難についての指標」という指針を作成しており、予測線量が10～50ミリシーベルトであれば、「住民は自宅等の屋内退避する、但し、中性子線又はガンマ線が放出される時は、コンクリート建屋に退避するか、避難すること」、予測線量が50ミリシーベルト以上であれば、「住民はコンクリート建屋内に退避するか、避難すること」と規定されています。

Q 1 8 5 いつまで避難しなくてはいけないのですか。

A 原子力災害対策特別措置法15条4項で、内閣総理大臣は、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要性がなくなったと認めるときは、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態解除宣言をするものと規定しています。

重要な判断資料として、その地域の放射線量がどの程度減っているかを推定しなくてはなりません。Q 1 8 0の放射能の半減期が推定に利用されますから、どのような放射性物質がどの程度放出されたかが重要になってきます。

Q 1 8 6 原子力災害の被災者にはどのような保護が与えられるのですか。

A 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害を原子力災害といい（原子力災害対策特別措置法2条1号）、同法は原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として制定されています。

緊急事態応急対策として、緊急事態応急対策実施責任者が、「被災者の救難、救助その他の保護」（同法26条1項3号）、「緊急輸送の確保」（同6号）、「食糧、医薬品その他の物資の確保」（同7号）、「その他原子力災害の拡大の防止を図るための措置」を実施する（同条2項）と規定しています。

原子力緊急事態解除宣言があった以降には、原子力災害事後対策が実施されます（同法27条）。生活面に直接関わる対策は、「健康診断、心身の健康に関する相談、その他医療に関する措置」（同条1項2号）、その他原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置」（同4号）が規定されています。

具体的に必要な措置は、多種多様ですから、真に必要な対策が速やかに実施されることが同法の要求するところです。

Q 1 8 7 原子力損害賠償法でどこまで賠償されるのですか。

A 原子力損害の賠償に関する法律にいう原子力損害とは「核燃料物質の原子核分裂

の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し、又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう）により生じた損害をいう」（同法2条2項）と規定されています。

原発の場合は、核分裂過程で中性子、核分裂生成物が発生し、核分裂生成物が壊変（Q179参照）する際にα線等の放射線が発生します。これらから外部被曝、内部被曝（Q181参照）したことによる損害が典型的な場合です。

核分裂過程の作用、核燃料物質等の放射線の作用には、熱エネルギーを発生させることも含まれますから、爆発によって直接被害をこうむった場合も含まれるでしょう。

避難して何年間も家に帰れなかったことによる損害は相当因果関係の範囲の問題です。

Q188 原子力事業者、原子力機器メーカーの責任を教えてください。

A 原子力事業者の責任については、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。但し、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない。」（同法3条1項）に規定されています。

1項本文は、原子力事業者の無過失責任を規定しています。問題は但書です。想定外の地震といえは異常に巨大な天災地変になるとすると容易に免責されてしまいます。過小評価すれば免責されるのはおかしな話です。原発の耐震設計では、極めてまれであるが発生する可能性のある地震をさらに不確かさを考慮して想定しなければならないのですから、異常に巨大な天災地変とすべきではないと考えます。

原子力機器のメーカーの責任については認めません。同法4条1項に「前条の場合においては、同条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者以外の者は、その損害を賠償する責めに任じない」と規定して原子力事業者に責任を集中しています。そして同条3項に「製造物責任法の規定は適用しない」と規定して製造物責任を認めません。原子力発電所の安全性確保に重大な責任を負っている原子力機器メーカーの責任を認めないのは法の欠陥だと考えます。

Q189 原子力損害の賠償に関する法律では、原子力事業者の責任限度は規定されていますか。

A 原子力損害賠償法3条1項但書の場合は免責されますが、免責されない場合は、原子力事業者の責任限度額はありせん。同法4条3項に「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」の規定は適用しないと規定されています。但し、原子力事業者の確実な支払い原資は、損害賠償措置を講ずることにより担保され、一事業所当たり1200億円につき、保険契約を締結 政府と補償契約を締結 供託の措置を講ずることとされています（同法7条）。そして、この金額を超え、かつ、

被害者救済のために必要である時には、政府は、原子力事業者の損害賠償に必要な援助を行う（同法16条）と規定されています。あくまでも損害賠償の主体は原子力事業者です。

なお、原子力事業者が免責される場合は、被災者の救助及び被害の拡大防止のための必要な措置を政府が講ずることになっています（同法17条）。

Q190 民法の不法行為による損害賠償請求，国家賠償法による損害賠償請求は可能ですか。

A 可能です。原子力の損害に関する法律には、それらの適用を排除する旨の規定は存在しません。また、同法の目的は、被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること（同法1条）ですから、民法或いは国家賠償法の適用事例が存在し、被害者の保護を図る必要がある場合に、これを排除することは、同法の目的に反することになります。

例えば、報道されているように、廃炉を免れようとして海水注入が遅れ、今回の事故に至ったとしたならば、民法709条の責任は生じます。

Q191 放射能汚染された食品の取扱について教えてください。

A 平成23年3月17日、厚生労働省は、原子力安全委員会が作成していた「原子力施設等の防災対策について」のうちの「飲食物の摂取制限に関する指標」を急遽採用して暫定規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条2号の「有害な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの」として食用に供されることがないように販売その他について十分処置されたいと各自治体に通知しました。

放射性ヨウ素ならば、飲料水、牛乳・乳製品で300ベクレル、根菜、芋類を除く野菜類で2000ベクレル、放射性セシウムならば、飲料水、牛乳・乳製品で200ベクレル、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他で500ベクレル、乳児用の牛乳・乳製品で100ベクレルが制限値です。

1ベクレルとは、原子核が1秒間に1個の崩壊を起こす場合をいいます。

Q192 農産物の出荷制限の指示を出しておきながら、食べても人体に影響を及ぼさないという政府報道はどのように理解したらいいのでしょうか。

A 食品衛生法における今回の暫定規制値は、原子力安全委員会の「飲食物摂取制限に関する指標」を採用したものです。その指標の作成は、ICRP等の国際的動向を踏まえ、甲状腺の線量年50ミリシーベルトを基礎にして食品の摂取量等を考慮して策定されたものです。放射線防護の観点から遵守しなければならない基準ですので、農作物の出荷制限は、止むを得ない措置です。

それでいながら，人体に影響する程度の放射線量ではないというのは，混乱させるだけの公報です。人体に対する影響は明確ではなく，低線量でも人体に対する影響があることもあるので出荷制限をしているが，低線量であるほど人体に与える影響が顕在化する確率が少なくなると考えられるという程度にとどめるべきでしょう。

なお，農産物の原産地表示が全県表示であるから，制限値を超えない農産物の生産地のものも出荷制限すると広報されましたが，きめ細かい生産地表示に改めれば解消できる問題です。また，洗えば放射線量が減少すると広報しているのですから，洗ったうえで放射線量を測定すれば，制限値を超えないかもしれません。政府の対応は，風評被害を助長することになりかねません。

Q 1 9 3 出荷制限されたことによる損害は，どこに請求したらいいのでしょうか。

A 出荷制限は，原子力災害対策特別措置法第 2 0 条 3 項による原子力対策本部長（内閣総理大臣を充てる 同法 1 7 条 1 項）の指示です。これは福島第 1 原発から外部に放出された放射能汚染に基づく出荷制限ですから，それによる経済的損失は原子力損害（Q 1 8 7）です。従って，原子力損害賠償法により原子力事業者に請求できます。

Q 1 9 4 出荷制限されていない農産物についても，同じ県の農産物だから買わないという風評被害は，どのように救済されるのですか。

A この風評被害は，放射能汚染されているのではないかと思う消費者の不安心理に基づく買い控えによる損害です。原子力損害賠償法には，特別に風評被害を保護する規定はないので，原発の事故と風評被害の間に相当因果関係が存在するか否かの価値的判断をすることになります。相当因果関係が認められれば，原子力事業者に対し，損害を請求できます。

ある農産物が食品衛生法の制限値を超える放射能汚染されているので出荷制限されていると報道されれば，出荷制限された地域の他の農産物も放射能汚染されていると推測して買い控え行動をとることが必ずしも不合理と考えられないのであれば，相当因果関係が認められると解されます。放射能汚染の対象，内容，出荷制限の対象，意味，人体への影響等について，正確で分かりやすい広報をしていて，放射能汚染をしていると考えるのは消費者の極めて主観的な心理状態であると考えられ，消費者が買い控え行動をとることが不合理と考えられる場合には相当因果関係が否定されることもありうるでしょう。